

第10回 通常総会が 5月25日に開催されました



昨年の通常総会に引き継ぎ、コロナ禍における通常総会となりましたが、今回は東京都荒川区のホテルラングウッドを会場に議事が進められました。

第10回通常総会の議事録要旨を掲載します。

第10回通常総会議事録

一般社団法人 日本機械土工協会

1. 開会の日時及び場所

日 時 令和3年5月25日（火）
14時30分～16時30分

場 所 ホテルラングウッド日暮里

2. 会員の現在数 47 （構成員66）

3. 出席会員数 出席会員40
（内議決権行使書35通）

4. 議長選出の件

5. 議事録署名人の選任

6. 議 事

第1号議案 令和元年度事業報告並びに決算
報告(案)承認の件

第2号議案 構造改善計画等の決定に係る手
続きの理事会委任の件

第3号議案 補欠役員選任の件

報告事項 （理事会承認事項）

令和3年度事業計画並びに予算報告の件

(1) 開 会

司会者・協会事務局清水事務局次長の開会
宣言により開会した。

(2) 会長挨拶（山梨会長）

議事に先立って、山梨敏幸会長は出席者に、出席
に対する謝辞を述べたあと、次の旨の挨拶があった。

「新型コロナウイルス感染症が世界中でまん延
しており、2か月後に迫った第32回オリンピック
競技大会2020東京の開催も、不透明な状況に
ある。

本来であれば、全国に所在する会員が一堂に会
して、情報交換や交流を深めるところではござい
ますが、会員の皆様の安全確保を第一とし、今年
度はWeb方式により開催させていただくこととし
た。

後ほど説明申し上げるが、令和2年度事業につ
いては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、
一部に中止した事業や縮小して実施した事業も
あったが、概ね順調に実施することができた。こ
れもひとえに皆様のご協力の賜物と心より感謝
申し上げます。

さて、政府が発令した新型インフルエンザ等対
策特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症
緊急事態宣言により、自粛を余儀なくされ大き
な影響を受けた業種が数多く見受けられる中、建
設業は『社会の安定の維持』を担う産業のひとつ
として、『緊急事態宣言時にあっても事業継続が
求められる事業者』に位置づけられており、特に
公共工事を担う建設業種への影響は比較的少な
く済んでいる状況にある。

一方で、建設業の担い手不足問題は喫緊の課題

であり、長時間労働の是正、週休二日の確保、公共工事設計労務単価の適用など、建設現場で働く技能労働者の処遇改善や向上に向け、真剣に働き方改革に取り組んでいかなければならない。

技能労働者の処遇改善のため、国土交通省や日本建設業連合会が積極的に取り組んでいる「建設キャリアアップシステム」につきましては、令和元年4月より本格的に運用がされており、本年4月現在で事業者は106,937社、技能者では546,619名もの登録がされている。

建設キャリアアップシステムの本来の目的であります、技能労働者の処遇改善に向けては「建設技能者の能力評価制度」の活用は必須であると考えているが、レベル判定を受けた技能者は、令和3年2月現在で登録者数の約3%に留まっている。

このため、国土交通省は現在稼働中のレベル判定システムの受付を、6月15日をもって、一時停止することとしている。当協会では、建設技能労働者の処遇改善を促す制度である「建設キャリアアップシステム」を後退させないためにも、レベル判定の申請を継続して受付けていくこととする。

併せて、3月29日に国土交通大臣より認定をいただいた「機械土工事業見える化評価基準」を適正に運営して、人を大切に、受注に見合った施工能力等を持った専門工事企業が適正に評価され、選ばれる環境の整備に向けて全力を注いでいくこととする。

会員企業の皆様におかれては、事業者登録、技能者登録のみならず、「建設技能者の能力評価制度」、「専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度」の活用に関しましても、ご支援、ご協力の程、お願いしたい。

また、「建設キャリアアップシステム」において最上位に位置づけられている「登録基幹技能者」制度につきましては、協会では「登録機械土工基幹技能者講習」と「登録土工基幹技能者講習」の二つの資格を運営している。今年度においても、担い手確保・育成を目的にこの講習を実施していく。

「登録土工基幹技能者講習」についても、今後土工職の担い手不足が顕著となっていくことが予測されることから、土工職に光が当たり、処遇

が改善されていくよう、運営していく。

更に、入管法が改正され、即戦力となる「特定技能外国人」の受入れも進んでおり、協会では「建設機械オペレータ」と「土工」の職種受入れ体制を強化し、登録支援を実施してまいりますので、ご活用をお願い申し上げます。

この後、総会の議案審議に入らせて頂きますが、スムーズに進行出来るようご協力をお願いする。

なお、例年実施している功労感謝状、功労表彰状、永年精勤者及び優秀功績従事者表彰の受章者の皆様への表彰式は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から中止とさせていただく。会員企業各社の代表者の方から、表彰状を授与していただくようお願いしたい。

結びに会員各社の益々のご発展とご参会の皆様方のご健勝をご祈念申し上げ総会にあたってのご挨拶とさせていただきます。」と挨拶した。

(3) 議長選出の件

定款第15条の規定により、会長山梨敏幸氏が議長席につき、議事に入った。

(4) 総会成立宣言

議長の指名により、保坂事務局長が下記のとおり宣言した。

本会は会員数47、（構成員66）、本日の本人出席者数40（内議決権行使書35）であり、よって本日の出席者は定款第17条の規定による会員数の2分1以上に達しているため、本総会は適法に成立した。

(5). 議事録署名人選任の件

議長は議事録署名人について下記2名を指名した。

大崎 精一郎氏、城 芳幸氏



(6) 議 事

第 1 号議案 令和 2 年度事業報告並びに 決算報告(案)承認の件

議長は上記案件について上程し、事務局に説明を求めたので、保坂事務局長が議場に配布した第 10 回通常総会資料に記載されている令和 2 年度事業報告書、並びに決算書に基づき、2 年度に実施した総会をはじめ、理事会、常任理事会の開催状況を報告した。

次いで事業について、総務委員会、合理化委員会、技術委員会、労働安全委員会、構造改善推進委員会、企画特別委員会、女性部会、青年部会で実施した事業について、詳細な説明をした。

また決算について、経常収益計167,961,517円、経常費用計157,067,058円、当期経常増減額10,894,459円、一般正味財産期首残高47,659,623円、一般正味財産期末残高は58,554,082円。また貸借対照表、財産目録に基づきその内訳を説明した。

次いで議長は監査の結果報告を求めたので、天野勝敏監事定款 23 条 1 項の監査事項について、令和 3 年 4 月 27 日に監査したところ、その内容は適正であった、と報告をおこなった。



議長は同上案に対する活発な審議を促した後、第 1 号議案の採決を議場に求めたところ、出席会員全員意義なく原案通り承認した。

また、事務局より第1号議案について議決権行使書による賛成は 35、反対は 0 であるとして議決権行使書を議長に提出した。

議長は満場一致であるとして原案通り決定した。

第 2 号議案 構造改善計画等の決定に係る手 続きの理事会委任の件

議長は、同上案を上程し事務局に説明を求めたので、保坂事務局長が総会資料の第 2 号議案に基づき、「令和 3 年度における構造改善事業の実施状況の報告(令和 3 年度実績)」及び「構造改善計画の申請（令和 4 年度計画）」の決定及び手続きに関する一切の権限及び行為を理事会に委任いただきたい。

ただし、同上事項の報告は令和 3 年度開催の通常総会で行う、と説明を行った。

議長は同上案件について可否を議場に求めたところ、議場は出席会員全員が賛成した。

また、第 2 号議案について議決権行使書による賛成は 35、反対は 0 であるとして議決権行使書を議長に提出した。議長は満場一致であるとして原案通り決定した。

第 3 号議案 補欠役員選任の件

議長は、第3号議案を上程し、説明を求めたため、保坂事務局長は任期途中であるが、現在理事を務めていただいている矢西建設(株) 内田代表取締役社長が社長職を辞することとなることから、理事退任の願いが出ているため、補欠選任を行いたい。候補者については理事会より推薦する提案あるので、意義がなければ理事会の提案を発表したい、と発言した。

議長は、議場に理事会の提案を発表してよいか諮ったところ出席者全員意義なく、承認された。

議長は、候補者について保坂事務局長に説明を求めたので、新たに候補者（矢西建設代表取締役社長に就任した山中氏）を記した役員等名簿（案）を議場に配布し、候補者を推薦した。

議長は、理事の候補者について山中氏を補欠の理事として選任してよいか議場に諮ったところ、全員異議なく提案通り議決された。

また、第 3 号議案について議決権行使書による賛成は 35、反対は 0 であるとして議決権行使書を議長に提出した。議長は満場一致であるとして原案通り決定した。

報告事項（理事会承認事項）

令和３年度事業計画並びに予算報告の件

議長は報告事項として、報告を求めた。また、本報告事項は、理事会の承認事項となっており既に４月２３日に開催した理事会において決定していることを申し添える、と発言した。

保坂事務局長は、議場に配布した第１０回通常総会資料に記載されている令和３年度事業計画並びに令和３年度予算書に基づき、令和３年度に実施する事業について、重点項目①から⑤について、以下のとおり説明した。

① 令和元年度に国土交通省より『認定』を受けた「機械土工職」、「土工職」の能力評価基準の「能力評価実施機関」として、引き続き機械土工及び土工技能者の技能レベルの認定を実施する。

② 令和２年度国土交通省より認定を受けた機械土工職の社会的・経済的地位の向上に資するため、「機械土工工事業見える化評価基準」に基づき、「第三者委員会」を設置し、申請企業の評価を実施する。

また、令和３年度は、国土交通省より土工職の「土工工事業見える化評価制度」の認定を受けることとし、第三者委員会を設置して、「土工」についても企業評価を実施することとする。

③ 特定技能による外国人材の受入れ事業について、令和２年度に富士教育訓練センターにおいて初めて実施された建設分野特定技能１号評価試験が、今年度７月にベトナムにおいて実施されるため、「JAC」が実施する「建設機械施工職種」及び「土工職種」の試験の実施に協力する。

④ 特定技能外国人の受入れに関する支援を実施できる「登録支援機関」として、令和元年６月に法務大臣に登録し、令和２年度より支援を実施している。今年度より、特定技能外国人の受入れが加速することが予測されるため、これらに対応できる体制を整備していく。

⑤ 令和元年度に認定を受け、令和２年度より本格的に講習、試験、資格付与の実施を開始した「登録土工基幹技能者講習」について、土工技能者の資格保有者を増やすため、受講機会の拡充を図ることとする。また、35職種の登録基幹技能者講習のうち、最も多い「登録機械土工基幹技能者」について、資格が活用されるよう、関係団体とともに、国土交通省に要望していくこととする。

議長は、以上で総会の議事がすべて終了したことを宣し、審議協力に対する謝意を述べた後、議場の閉会を宣言した。

司会者・協会事務局の清水事務局次長が第１０回通常総会の終了を宣言した。

時に１６時３０分。

